

高槻市木材利用基本方針

令和 6 年 7 月

高 槻 市

高槻市木材利用基本方針

第1 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 策定経緯

国において、令和3年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）に改正され、木材利用による森林循環を通じて森林のCO2吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。また、民間事業者においても事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

本市においては、平成26年9月に策定した「高槻市木材利用基本方針」により、これまで公共建築物の整備や公共土木事業等での府内産材等の利用を進めてきたところであるが、今回の促進法改正を機に、市の木材利用に関する基本方針（以下「市基本方針」という。）を改正する。

なお、本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 木材利用の意義

本市の森林は、都市近郊に位置していることから木材生産はもとより、水源涵養、山地災害防止、快適環境形成、生物多様性保全などの森林の持つ公益的機能の果たす役割は大きく、市民生活とも深く結びついている。

しかしながら、公益的機能を高度に発揮させ維持するために、適切な整備が求められる人工林では、平成30年の台風第21号による大規模な風倒木被害を始め、間伐等の遅れにより、森林の荒廃化が懸念される状況となっている。

今後、持続的な森林整備を促進する観点から、森林整備の過程で発生する木材を有効に利用することが極めて重要な課題となっている。

また、木材利用を推進することは、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止に貢献するとともに、持続生産が可能な自然資源であることから、資源循環型社会の形成にも資するものである。特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、林業・木材産業を持続的に成長させ、地域の経済社会の発展に資することはもとより、市内の森林環境、自然環境の向上にもつながるものである。

3 基本方針策定の目的

市内における府や本市が行う建築物の整備や土木工事または、民間事業者が行う建築物の整備において、木材の利用を推進するための基本的な事項等を定めるとともに、木材利用を通じた循環型社会及び脱炭素社会の実現に資することを目的として促進法第12条第1項に基づき本方針を定めるものである。

4 木材利用を促進するための基本的な事項

市内における府や本市が行う建築物の整備や土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、積極的に府内産材の利用に努めるものとする。また、民間事業者が整備する建築物に対して、木材の利用を積極的に働きかけていく。

5 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。注) 閣法「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」における定義より
- (2) 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。

第2 建築物における木材利用の推進

1 府や市が整備する建築物における木材利用の推進

多数の市民が身近に接する機会が多い建築物はPR効果も高いことから、他法令等で制限を受ける場合を除き、木造化、木質化を推進する。また非木造施設も含めて、木質化を推進する。

2 民間事業者が整備する建築物における木材利用の促進

市は、民間事業者が整備する建築物に対し、木材の利用を積極的に働きかけていくとともに、必要な情報、技術、その他可能な範囲で支援を行うも

のとする。

第3 建築物以外の木材利用の促進

1 市が実施する土木工事等における木材利用の推進

市が実施する土木工事等においては、環境に配慮した工法や木材の新しい利活用に取り組むとともに、木材の特性を活かせる施工箇所については木材利用を積極的に進めるものとする。

具体的には、ダム工、護岸工、柵工、支柱、階段工、ベンチ、遊具、案内板、建築物における外構等について積極的に木材利用を図るものとする。

なお、土木工事等では可能な限り府内産材を使用するものとする。

また、建設業者に対する木材を利用した技術や製品情報の提供を行い、土木工事等への木材の利用を進めるものとする。

2 民間事業者が整備する建築物以外における木材利用の促進

木材利用拡大のため、活用事例や木材の関連製品の紹介及び木材供給者や木造建築に携わる建築士等に関する情報提供、木に触れる活動を通じて親しむ「木づかい」の取組などを積極的に行うものとする。

3 木質バイオマス利用の推進

建築物等に暖房器具やボイラー等を導入する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や、適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマス燃料の導入に努める。また、木質バイオマスの循環的な利用を積極的に推進するものとする。

第4 その他木材利用の促進に関する必要事項

1 建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

建築物の整備や土木工事等に当たっては、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を考慮するなどし、これらを総合的に判断したうえで、木材利用に努めるものとする。

2 関係機関等との連携体制の強化

建築物等への木材の利用を促進するため、関係機関等との連携を強化し、木材関連情報等の情報収集に努める。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から促進法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定締結の申し出があったときは、応否の判断を行うとともに、締結後は協定に基づく取組を支援することにより木材利用の促進を図る。

4 木材の適切な供給の確保

市は木材の安定的な供給体制の整備を進めていくために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携し、森林経営計画の円滑な実行に資するための林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう促していく。

5 備品等における木材製品の利用促進

市が整備する建築物においては、市民の目に触れる機会が多いものを中心に、可能な限り、木材を使用した備品及び消耗品の導入を図っていく。

また、製品導入にあたっては、たかつきエコオフィスプランのグリーン購入調達方針に基づき、木材製品の導入に努めることとする。

6 木材の利用推進体制

市は必要があるときは関係部局間で協議するとともに、「高槻市環境マネジメントシステム」を活用し、木材利用の促進について全庁的に連携しながら取り組めるように努める。

附 則

この方針は、平成 26 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この方針は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。



高槻市 街にぎわい部 農林緑政課

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

T E L : 072-674-7402

F A X : 072-675-3133

M A I L : nourin-82@city.takatsuki.osaka.jp